

8 文科初第 824 号
令和 8 年 6 月 1 7 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長
附 属 学 校 を 置 く 各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

殿

文部科学省初等中等教育局長

望月 禎

学校教育法等の一部を改正する法律の公布について (通知)

この度、学校教育法等の一部を改正する法律 (令和 8 年法律第 37 号。以下「学教法等一部改正法」という。) が令和 8 年 6 月 17 日付で公布され、令和 9 年 4 月 1 日 (一部の規定については、公布の日) から施行されることになりました (別添 1 ~ 3 参照) 。

この法律は、情報通信技術の進展に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るため、紙媒体のみならず、電磁的記録を含み得るものとして、新たに「教科書」を位置付け、その使用を可能とするとともに、発行及び無償措置に関する規定を整備する等の措置を講ずるものです。

学教法等一部改正法の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、デジタルな形態を含む新たな教科書の使用開始に向けて必要な準備を進めていただくなど、適切に御対応くださいますようお願いいたします。なお、この法律に関しては、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付されていますので、併せてお知らせします (別添 4 ・ 5 参照) 。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法 (平成 14 年法律第

189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、その管下の学校に対して、今回の法令改正の趣旨等について周知をお願いします。

なお、今回の法律改正に伴う関係政省令の改正等については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

記

第一 改正の概要

第1 学校教育法の一部改正

- 1 小学校、中学校、高等学校等においては、教科書（文部科学大臣の検定を経た教科用の教材又は文部科学省が著作の名義を有する教科用の教材）を使用しなければならないこととすること。（第三十四条第一項関係）
- 2 教科用図書の内容を記録した電磁的記録である教材（いわゆる「教科書代替教材」）がある場合に、教育課程の一部又は全部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができることとした制度を廃止すること。（改正前第三十四条第二項、第三項関係）
- 3 高等学校、特別支援学校等においては、文部科学省令で定めるところにより、教科書に代えて、教科書以外の教科用の教材を使用することができることとすること。（附則第九条第一項関係）

第2 教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正

- 1 教科書には、文部科学省令で定めるところにより、著作者の氏名又は名称、発行者の氏名又は名称及び住所、発行の年月日その他文部科学省令で定める事項を記載しなければならないこととすること。（第三条関係）
- 2 教科書の発行者の義務の内容及び教科書の発行者が文部科学大臣に納める保証金の還付請求等について、教科書の供給の方法に応じて文部科学省令で定めることとすること。（第十条第二項、第十三条関係）

第3 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正

文部科学省が著作の名義を有する教科書の出版権を取得するための資格審査について、学校において必要とする期間を通じて良質の教科書を製造し、及び供給

するに足りる事業能力及び信用状況を有するかどうかを審査することを目的とすることとする。 (第二条第二項関係)

第4 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律の一部改正

- 1 題名を「義務教育諸学校の教科書等の無償に関する法律」に改めること。(題名関係)
- 2 教科書及び第1の3の教科用の教材を無償とすることとする。 (第一条第一項関係)

第5 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正

- 1 題名を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に改めること。(題名関係)
- 2 教科書及び第1の3の教科用の教材について、図書であるもの又は電磁的記録であるものに区別して無償措置の方法を定めること。(第三条～第五条関係)

第6 著作権法の一部改正

- 1 教科書に掲載された著作物は、教科書の採択、発行等又は学校教育の目的上必要な教科書としての通常の使用に伴って、必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができることとする。 (第三十三条関係)
- 2 教科用拡大図書等に複製された著作物は、障害により教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために必要と認められる限度において、当該教科用拡大図書等の使用に伴って、いずれの方法によるかを問わず、利用することができることとする。 (第三十三条の二関係)
- 3 1及び2の規定は、放送又は有線放送の利用に加え、実演又はレコードの利用についても準用すること。(第百二条関係)

第7 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正

障害のある児童及び生徒の学習の用に供するために作成される教材である教科用特定図書等について、教科書及び第1の3の教科用の教材に準じて無償措置の方法を定めること。(第十条～第十二条関係)

第8 施行期日

この法律は、令和9年4月1日（附則第5条は公布の日）から施行すること。
（附則第一条関係）

第9 経過措置等

- 1 令和8年度までに検定を経た「教科用図書」について、学教法等一部改正法の施行後も「教科書」として使用することができること。
- 2 令和10年度までに検定を経た教科書に係る教科書代替教材については、引き続き、教育課程の一部又は全部において、教科書に代えて使用することが可能であること。
- 3 その他、必要な経過措置を置いていること。

第二 留意事項

1 今回の制度改正の趣旨について

学教法等一部改正法は、教科書をデジタル化することが目的ではなく、教科書の内容を児童生徒にとって分かりやすくするために、これまで紙だけが認められていた教科書に、デジタルの特性が活きる学習にデジタルを取り入れて作成することを可能とすることで児童生徒の学びの質を高めていくことを目的とするものであること。

また、手を動かして書く活動や自ら体験して学ぶ活動は引き続き重要であること。

2 デジタルな形態を含む新たな教科書の使用開始時期について

今回の学教法等一部改正法により使用可能となるデジタルな形態を含む新たな教科書は、次期学習指導要領の実施に合わせて使用開始となること。なお、次期学習指導要領は、本年度末に小・中学校学習指導要領、来年度末に高等学校学習指導要領が改訂された場合、小学校は令和12年度から、中学校は令和13年度から全面実施され、高等学校は令和14年度から学年進行で、それぞれ実施される見込みであること。

3 今後通知する事項等について

この法律の施行の各段階（教科書の採択・無償給与・使用等）において留意すべき事項については、別途通知すること。また、学教法等一部改正法における改正内容として、「教科用図書」を「教科書」とする他、関係法律の題名変更や「教科用図書選定審議会」や「教科用図書採択地区」等の用語の変更が含まれていることから、本法律が施行される令和9年4月1日までに都道府県や市区町村において条例や規則等の改正が必要になるため、所要の準備を進めていただきたいこと。

4 新たな教科書のイメージについて

今回の制度改正により使用可能となる教科書の形態は、以下の3つが想定されること。

① 全てが紙の教科書

全てが紙で作られた教科書であり、デジタル部分につながる二次元コード等の掲載もないもの。

② 紙とデジタルを組み合わせた教科書

紙とデジタルを使い分けて作られた教科書であり、紙で作られた部分とデジタルで作られた部分を組み合わせて1つの教科書となるもの。全ての内容を紙で作成した教科書とその同一内容の全部をデジタル化した教科書の両方が給付されるものではない。

③ 全てがデジタルの教科書

全てがデジタルで作られた教科書であり、紙の部分が存在しないもの。

5 新たな教科書の発行・採択・使用に係る指針について

今回の法律改正により、教科書の形態として紙だけでなくデジタルも取り入れて作成することが可能となるに当たり、デジタルな形態を含む新たな教科書が学校現場の実態に即して円滑に発行・採択・使用されるよう、児童生徒の発達段階や教科の特性等を踏まえ、新たな教科書の形態の在り方や採択・使用等に当たっての留意点等について国としての基本的な考え方を大臣指針として本年秋頃を目途に示す予定であること。

具体的には、指針に関する検討会議において、児童生徒の発達段階や教科の特性等を踏まえた全てがデジタルの教科書の扱いのほか、紙・デジタルが効果的な学習場面といったデジタルの活用の在り方、端末の学習目的外使用への対策、医

学的知見も取り入れた健康上の留意点、次期学習指導要領の趣旨の実現や負担軽減の観点からの留意点、学校の ICT 環境・支援体制の在り方等について記載していくことを検討しているところ。

6 新たな教科書の検定、標準仕様等について

デジタルな形態を含む新たな教科書の在り方に関連するものとして、教科用図書検定調査審議会において、動画・音声等の審査方法、デジタル部分を含む教科書の構成、審査体制の在り方等について検討することとしており、これらの事項やデジタル部分の使用可能期間については、今後、文部科学省令等において規定する予定であること。

また、音声読上げ、ルビ振り、拡大等の現行の教科書代替教材にも実装されたアクセシビリティ機能のほか、デジタルな形態のものも教科書として位置付けることに伴い新たに求められる印刷・ダウンロード機能等、デジタルな形態を含む教科書が標準的に実装すべき機能について、今後、国において標準仕様の策定を予定していること。

7 デジタルな形態の教科用特定図書等について

今回の制度改正により、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成 21 年法律第 81 号）に基づき、障害のある児童生徒が教科書に代えて使用する教科用特定図書等についてデジタルな形態も無償措置の対象になるとともに、国においてその標準的な規格を定め、教科書発行者による発行を促していく予定であること。

このため、紙の教科書では学習が困難な児童生徒は、教科書をデジタル化した上でハイライト表示やリフロー表示等の高いアクセシビリティ機能を備えたものを選択することが可能となること。

これを踏まえ、各教育委員会及び学校においては、日々の観察や専門家等の活用を通じて児童生徒に係る困難の状況の実態を的確に把握し、障害のある児童生徒が個々の障害の状態等に応じた適切な教科書等を用いて学習することができるように、地域における日常的な教育相談体制や学校における校内委員会を中心とした教育支援体制の充実を図っていただきたいこと。

8 現行の教科書代替教材の活用について

現行の教科書代替教材は令和3年度から一部の学年・教科で段階的に国から提供を進めてきたところであり、今回の制度改正によってデジタルな形態を含む教科書の使用が可能となることを見据え、教師がデジタルコンテンツや学習支援ソフト等を活用した指導に習熟できるよう、教科書代替教材については授業で積極的に活用いただきたいこと。その際、「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」や実践事例集等において、教科ごとの効果的な活用例や児童生徒の健康を含む留意事項を示していることから、これを踏まえて活用いただきたいこと。

9 教師の指導力向上に関する支援について

中央教育審議会における次期学習指導要領に向けた議論において、現在の教科書は内容が充実し分量が増加した一方、網羅的に指導すべきとの考えが根強く存在し、教師に負担感を生んでいるとの指摘がある中で、教科書「を」教える教科書観から、教科書「で」教える教科書観への転換が求められている。その上で、制度改正後は、デジタルな形態を含む新たな教科書を使用して、デジタルが効果的な学習場面において、動画、音声等のデジタルコンテンツも取り入れた授業が実施されることが重要となる。

文部科学省では、これまでも現行の教科書代替教材を使用した授業実践事例集・動画の作成、都道府県教育委員会による研修の好事例創出等を行ってきたところであり、今後はさらに、オンライン研修等の動画の充実や先進事例の横展開に取り組むこととしている。教育委員会においても、現行の教科書代替教材を含むICT活用に係る研修を実施いただきたいこと。

10 文部科学省による今後の実証研究について

今後、デジタルな形態を含む教科書の導入を見据え、国として、現行の教科書代替教材の活用を通じて、引き続き大規模アンケート調査を含む実証研究に取り組む予定であること。具体的には、授業理解、主体的な学びとの関係等の学習上の観点、健康への影響の観点、教師の指導力向上の観点等から実証に取り組むことを検討している。

11 通信ネットワーク整備について

各教育委員会及び学校においては、次期学習指導要領の実施に合わせて、デジタルな形態を含む教科書の使用が可能となることを踏まえ、教科書の使用に支障

が生じないよう、学校のネットワークの課題把握及びネットワーク改善に取り組んでいただきたいこと。

12 デジタルな形態を含む新たな教科書の使用に伴う端末の適切な活用について

「GIGAスクール構想の下で整備された学校における1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針について」（令和4年3月3日3文科初第2265号文部科学省初等中等教育局長通知）で示しているとおり、GIGAスクール構想によって整備された端末については、OS事業者が公表している安全・安心な活用に関する資料を参照しながら、カメラ機能やネットワーク機能、フィルタリングなど各種サービスの設定等を適切に行うとともに、各学校設置者において教育情報セキュリティポリシーを適切に定めていただきたいこと。また、学習に関係のない目的では使用しないことなど児童生徒が端末を安全・安心に活用するための留意点について、学校設置者・学校・保護者等との間で確認・共有いただきたいこと。

さらに、文部科学省においては情報モラル教育の充実を図っており、インターネットの使い過ぎによって起こりうる昼夜逆転や学習への影響といった弊害や適切な時間の使い方を考えさせるための児童生徒向けの学習コンテンツの提供や教職員を対象とした研修会の開催などを行っていることから、これらを積極的に活用いただきたいこと。

13 ICT活用支援について

「学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度)」においては、学校のICT整備に係る水準として、ICT支援員（情報通信技術支援員）を各自治体が設置する学校の4校に1人を配置することや、教育センター等へのヘルプデスク機能を設置すること等を示しており、本計画を参考に、各教育委員会においては、各学校におけるICT環境のより一層の充実に取り組んでいただきたいこと。加えて、「学校と教師の業務の3分類」¹において、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理を教師以外が積極的に参画すべき業務としていることから、教育委員会と連携を図りながら事務職員及びICT支援員が中心となって行う、

¹ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条に基づき、文部科学大臣が定める公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき指針において提示。

地域の実情に応じ民間事業者等への委託も積極的に検討する、必要に応じて教員業務支援員の参画を得るなど、デジタルな形態を含む新たな教科書活用に当たって、教師の負担軽減に向けた必要な体制整備をしていただきたいこと。また、必要に応じて自治体等の課題解決に向けて支援する学校 DX 戦略アドバイザーを活用いただきたいこと。

- 【別添 1】 学校教育法等の一部を改正する法律 概要
- 【別添 2】 学校教育法等の一部を改正する法律 条文
- 【別添 3】 学校教育法等の一部を改正する法律 新旧対照表
- 【別添 4】 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和 8 年 4 月 24 日衆議院文部科学委員会）
- 【別添 5】 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和 8 年 6 月 9 日参議院文教科学委員会）

- 【参考資料】 現行の教科書代替教材に関する調査研究（過年度の実践事例集、大規模アンケート調査の結果を含む。）
デジタル教科書に関する各種調査研究：文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/digital/1418656.htm
- 【参考資料】 GIGA スクール構想の下で整備された学校における 1 人 1 台端末等の ICT 環境の活用に関する方針について（令和 4 年 3 月 3 日 3 文科初第 2265 号文部科学省初等中等教育局長通知）
https://www.mext.go.jp/content/20220303-mxt_shuukyo01-000020967_1.pdf
- 【参考】（文部科学省ホームページ：情報モラル教育ポータルサイト）
<https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/index.html>